

No. 1 豊橋市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
環境部 廃棄物対策課		0532-51-2410	直 通	0532-56-0566
住 所	〒441-8501 豊橋市今橋町1		担当者氏名	石 黒
U R L	https://www.city.toyohashi.lg.jp/		E-mail	haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

(1) 〔 補助金額 〕		(単位：円)		
人槽区分	限度額	環境配慮型浄化槽設置に伴うみなし浄化槽の撤去限度額	環境配慮型浄化槽設置に伴う汲み取り便槽の撤去限度額	環境配慮型浄化槽設置に伴う宅内配管工事限度額
5人槽	332,000	120,000	90,000	300,000
6～7人槽	414,000			
10～50人槽	548,000			

(2) 〔 令和7年度の補助計画基数 〕							(単位：基)
5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
75	43	2					120
前年度実績基数 (71基)							

- (3) 〔 補助対象地域 〕
- ・豊橋市域のうち、下水道法第4条第1項又は同法25条の23第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で、次に定める区域を除く地域
 - ①豊橋市地域下水道条例（平成11年3月31日条例第28号）で定める地域下水道処理区域
 - ②その他市長が指定する区域

- (4) 〔 特定地域の有無 〕 無

- (5) 〔 補助対象条件 〕
- ・下記建築物でみなし浄化槽又は汲み取り槽を撤去する場合において、処理対象人員50人以下の環境配慮型浄化槽を設置するもの
 - ①専用住宅
 - ②床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅
 - ③集合住宅
 - ④その他市長が認める建築物

※環境配慮型浄化槽とは浄化槽の消費電力が表1-1の消費電力基準以下の要件を満たす浄化槽である

表1-1 消費電力基準（通常型 BOD10mg/ℓ以下 りん除去型） (単位 W)

人 槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10人槽以上)	n × 7.5	n × 10.2	n × 15.7

- (6) 〔 欠格要件 〕
- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく確認を受けて設置する者
 - ②本市に納付すべき市税を滞納している者
 - ③申請時点で豊橋市に住民登録がない者。ただし、申請時点で豊橋市内に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く

- (7) 〔 補助金交付申請書に添付する書類 〕
- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
 - ②排水経路図
 - ③設置場所の案内図
 - ④工事請負契約書の写し（ただし、工事内容及び代金が記載されたものに限る。また、みなし浄化槽等撤去処分費及び宅内配管工事費用の補助金の交付を受けようとする場合も同様とする）
 - ⑤工場生産浄化槽認定シート又は設計計算書の写し
 - ⑥全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し及び登録浄化槽管理票

- ⑦豊橋市税の納付状況に係る誓約書
- ⑧その他市長が必要と認めるもの

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：完了後速やかに提出し、最終期日は当該年度の2月25日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査契約書（7条・11条）の写し及び浄化槽法定検査依頼書（7条検査手数料納入済）の副本
- ③環境配慮型浄化槽設置に要した費用の請求書及び領収書の写し（併せてみなし浄化槽等の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、撤去処分及び宅内配管工事に要した費用の請求書及び領収書の写し）
- ④浄化槽設備士による工事のチェックリスト
- ⑤施工の写真（併せてみなし浄化槽等の撤去処分工事及び宅内配管工事を行う場合は、その工事写真）
- ⑥施工後の配置・配管図面
- ⑦施工後の配置・配管図面に宅内配管工事の工事写真を撮影した位置・撮影方向を明示したもの（宅内配管工事を行う場合）
- ⑧既存みなし浄化槽等の最終清掃実施記録の写し
- ⑨浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑩浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合）
- ⑪その他市長が必要と認めるもの

(9) 【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽から環境配慮型浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設汲み取り便槽から環境配慮型浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている（下水道接続時のみ・工事費用の2/3）
- ④みなし浄化槽又は汲み取り便槽から環境配慮型浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限30万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください